



ご自身の空き家や空き地で困っていませんか？

空き家無料相談会

地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎）

詳細は
こちら▶



Q 空き家を売りたいけど
どうすればいいの？

Q 相続や登記の手続きは
どうすればいいの？



Q どうやって空き家を
管理すればいいの？

Q 実家を相続したけど
どうすればいいの？



空き家に関するお悩みについて「専門家」からアドバイスを受けられます

日時 10月26日 午後1時30分から

場所 下稻吉コミュニティセンター

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に空き家を所有している方 相続などにより、市内に空き家を所有する可能性がある方
内容	<p>不動産・建築・法務の専門家が相談に応じます。</p> <p>※1組30分（事前予約制／先着5組）</p> <p>※相談内容に応じて登記簿や図面、相続関係図などの資料をお持ちいただくとスムーズに相談できます。</p>
申込期間	<p>9月2日 月～20日 金 / 午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）</p> <p>電話または受付窓口でご予約の上、申込書を提出してください。</p> <p>※電話予約の方は、その日から1週間以内に申込書を提出してください。期限内に提出がない場合はキャンセル扱いとなります。</p>
受付窓口	地域コミュニティ課（霞ヶ浦庁舎） ☎ 029-886-3301



「空家等・空き地バンク」を活用してみませんか

空家等・空き地
バンクホームページ



空き家バンクリフォーム事業補助金も活用できます

空家等・空き地バンク制度を利用して空き家（空き地を除く）の売買または賃貸契約を締結した物件利用希望者	一定条件を満たす方がリフォームなどをした場合の費用	上限 20万円
--	---------------------------	------------

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から 児童手当の制度が一部変更になります

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分（令和6年12月支給分）の児童手当から、支給内容が以下のように変更になります。

主な変更点

- 所得の制限を撤廃し、支給対象者には一律手当を支給します
- 支給期間を高校生年代（18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者）まで延長します
- 第3子以降の支給額を、15,000円から30,000円へ拡充します
- 多子加算の対象を大学生年代（22歳に達した最初の3月31日までの間にある者）まで拡充します
- 手当の支給が年6回（偶数月）になります

制度内容の比較

	改正前	改正後（令和6年10月～）
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給対象	15歳に達した最初の年度末までの児童	18歳に達した最初の年度末までの児童
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満：一律15,000円 3歳～小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生：一律10,000円 所得制限限度額以上：一律5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～18歳に達した最初の年度末まで <ul style="list-style-type: none"> 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定	18歳に達した最初の年度末までの児童を含める	22歳に達した最初の年度末までの児童を含める
支払期月	年3回（10月、2月、6月）	年6回（偶数月）

算定例

児童年齢	算定	支給金額（円）
21歳	第1子	
17歳	第2子	10,000
14歳	第3子	30,000

児童年齢	算定	支給金額（円）
23歳		
17歳	第1子	10,000
14歳	第2子	10,000

申請について

新たに受給資格が生じる方や受給額が増額する一部の現行受給者の方については、申請が必要となります。対象の方には、8月下旬に申請の案内を送付予定です。※公務員を除く

令和6年6月時点で、かずみがうら市で児童手当・特例給付を受給中の方は、原則申請不要です。

※詳細は子育て支援課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。 子育て支援課（千代田庁舎）

申請窓口

▶ 子育て支援課 ※郵送申請も可

申請期限

▶ 令和6年9月末日



▲市ホームページ